

非課税世帯物価高騰重点支援給付金 拡充分（7万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 非課税世帯物価高騰重点支援給付金（**1世帯あたり7万円**）は、住民税均等割非課税世帯を支援する給付金です。
 - 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。
- ～「**租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいる世帯**」
「**課税されている方の税法上扶養親族のみの世帯**」は**支給対象となりません**～

給付金の支給額

1世帯あたり**7万円**

給付金の支給時期

町が確認書(または申請書)を
受理した日から**3週間後**が目安です。

支給対象と手続き

支給対象となる世帯

世帯全員の令和5年度「**住民税均等割が非課税**」の世帯

(一例) 住民税非課税となる年間給与収入の目安(上土幌町の場合) 単身の場合: 93万円以下、母・子(1人)の場合138万円以下

世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、町から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、町に**返信してください**。

【確認事項】

- ① 記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ② ご自分の世帯が「非課税世帯」でお間違いがないか



世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 詳細についてはお問い合わせください。



次の世帯は今回の給付金の
対象外となります。

- 別世帯の課税者に
扶養されている方だけの世帯
- 租税条約による住民税の免除を
届け出ている方がいる世帯



ご理解くださいますようお願いいたします。

「世帯」は令和5年12月1日現在の
住民票上の世帯となります。



住民税非課税世帯に対する給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

他市区町村から同事業給付金の支給を受けた世帯は受給することができません。

**返送・申請期限
令和6年2月29日**

お問い合わせ

上土幌町保健福祉課社会福祉担当



01564-2-4296 内線142

受付時間 平日8:30~17:15

本給付金は令和5年11月29日に公布された「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律」第3条により差し押さえが禁止されています。